

令和6年度 社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 非常勤嘱託職員採用試験案内

- 採用試験日 令和6年5月18日(土)以降で随時実施
- 申込受付期間 令和6年4月26日(金)～ ※採用内定者が決定次第受付終了
- 雇用期間 令和6年6月以降～令和7年3月31日(就労開始日については、相談可)
※勤務成績が良好で、事業運営上必要と認める場合には雇用更新することができます。(1年ごとの更新制)

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)では、次のとおり非常勤嘱託職員の採用試験を実施します。

1. 募集職種・人員及び受験資格

募集職種・人員及び受験資格は、次のとおりです。なお、受験資格は、令和6年6月以降から勤務できる人で、受験資格に該当する人となります。

職種及び業務	人員	受験資格
総務担当業務(非常勤嘱託) 貸付相談員及び一般事務 ※週3日勤務	1人	① 社会福祉に熱意及び理解がある人 (社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事任用資格のいずれかの資格を有していれば尚良し) ② 高等学校以上を卒業した人 ③ パソコン操作(Word・Excel等を用いた日常的な文章入力、計算等)ができる人 ④ 自動車運転免許(AT限定可)を有している人
※ただし、次の事項のいずれかに該当する人は受験できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人		

2. 勤務場所・勤務条件等

勤務場所	職種別勤務条件(令和6年4月現在)
藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階	① 給料 月額150,000円 ② 手当 市社協規程により通勤手当、時間外勤務手当、 ① 賞与 市社協規程により期末手当 (年間180,000円上限とし、在職月数により減算有り)
① 雇用期間	令和6年6月以降～令和7年3月31日(就労開始日については、相談可) ただし、勤務成績が良好で、事業運営上必要と認める場合には、雇用更新することができます。(1年ごとの更新制)
① 勤務時間	週3日勤務。(勤務日については、別途調整) 8時30分～17時15分※休憩60分
② 週休日・休日	原則として土・日曜日、国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)
③ 休暇	年次休暇、特別休暇
④ 社会保険等	雇用保険・労災保険 ※令和6年10月からの社会保険適用拡大については、別途調整いたします。

3. 申込手続等

(1) 申込受付期間及び申込書類の入手方法

- 受付期間 令和6年4月26日(金)～ **※採用内定者が決定次第受付終了**
 申込書類の入手方法 市社協の窓口又はホームページからダウンロードし入手してください。
 (ダウンロードして印刷する場合、普通紙A4サイズ、片面印刷としてください。申込書はA3サイズで片面に2ページ分印刷でも可とします。)
 (URL <http://www.fujisawa-shakyo.jp>)

(2) 申込方法

「採用試験申込書」及び「受験票」に希望職種及び必要事項を記入し、該当する方は「資格を証明する書類の写し」を添付の上、市社協へ郵送又は窓口へ直接持参してください。

申込書類受理後、採用試験実施日について個別に調整の連絡をさせていただきます。

※本採用試験申込み前に、本協議会総務課へ事前の電話連絡をお願いいたします。

※申込書類の記入等については、「受験票」の記載要領をご覧ください。

4. 試験日程、会場、合格発表

試験日程	試験日程は、電話連絡等にて個別に調整いたします。 試験に要する時間は、概ね3時間半程度です。
試験会場	藤沢市社会福祉協議会（藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎） ※会場へは、公共交通機関をご利用ください。
試験内容	○事務能力試験 ○性格検査 ○作文試験(社会福祉協議会に対して、あなたの考えを問うテーマを出題します) ○面接試験(個別面接) ※筆記用具(HBかBの鉛筆やシャープペンシル、消しゴム)を持参してください。 ※事務能力試験・性格検査については、マークシート方式の試験になります。 ※試験内容は変更する場合があります。
合格発表	試験実施後概ね10日以内に、結果通知を発送します。

5. 注意事項

- (1) 申込書類に不備がある場合、受験資格を満たしていない場合は受付できません。
- (2) 採用試験結果について、電話や郵便などによる問い合わせにはお答えできません。
- (3) この試験に関して提出された書類は、お返しいたしません。また、提出された書類に含まれる個人情報報は、選考及び採用以外の目的には使用いたしません。
- (4) 市社協の規程に基づき、採用から一定期間は試用期間となります。
- (5) この採用試験に係る受験者の交通費、その他の費用は、全て受験者の負担となります。

6. 採用について

- (1) 受験資格がないことや職員採用試験申込書の記載事項に不正があることが判明した場合、及び採用予定日に勤務ができない状況となった場合は、採用を取り消します。
資格取得見込みの方は、「資格を証明する書類の写し」を取得後に提出してください。
- (2) 外国籍の人も受験できます。ただし、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。
- (3) 採用にあたっては、健康診断の受診及び市社協が定める採用関係書類を提出していただきます。

7. 問い合わせ先

市社協 総務課(土・日曜日、国民の祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分)

電話番号・所在地・試験会場等は次のとおり。

8. 会場等案内図

< 申込書類配布・申込受付 >

〒251-0054

藤沢市朝日町1-1

(福) 藤沢市社会福祉協議会 総務課

電話 0466(50)3525

藤沢駅北口 徒歩5分

< 試験会場 >

藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎



職場見学・説明会について

本採用試験の受験希望又は、受験を検討している方で、職場見学・説明をご希望の方は、個別に日程の調整をいたします。

労働条件等についてもご説明いたしますので、お気軽に下記連絡先までご連絡ください。 ※参加の有無は試験結果に一切影響しません。

○藤沢市社会福祉協議会 総務課 TEL:0466-50-3525

